平成２３年（フ）第５１８号
熊本市島崎５丁目４番17号
債務者　鐘ヶ江智恵子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９２号
青森県五所川原市字田町194番地
債務者　天内　正樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字浜野８番地１　花丘団地Ｂ－２－１
債務者　古川　保信
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字花岡20番地５　ハウスあっぷる３号棟202号
債務者　工藤　将士
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字花岡20番地５　ハウスあっぷる３号棟202号
債務者　工藤　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１９８５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘４棟506号
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５号
長崎県島原市蛭子町２丁目934番地１、前住所福岡市博多区住吉５丁目１番15―505号
債務者　深松玖美子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
長崎県島原市崩山町6810番地20、前住所長崎県島原市萩が丘１丁目5635番地
債務者　前田亜矢子（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山口県長門市西深川4019番地２　上田アパート302、前住所山口県長門市東深川1397番地８
債務者　大田　文俊
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１９９号
松江市学園２丁目15番７―102号　ドミールＳＳ
債務者　髙橋小夜美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０１号
松江市大正町452番地６
債務者　矢倉　奈未
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
島根県雲南市大東町南村261番地１
債務者　神庭　浩明
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８１１号
東京都足立区青井４丁目25―４―906
債務者　渡部　守一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１８号
東京都品川区戸越５丁目19―２―202
債務者　松村久美子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１９号
東京都町田市木曽東３丁目16―34―508
債務者　田古里一子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８７４号
東京都江戸川区東小岩４丁目28―13
債務者　砂川　祐規
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８７９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9772　メゾン・アンソレイユ101、住民票上の住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10720番地２
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部